大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会

諮問の趣旨

**①橋梁の更新の判定**

○　大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会の答申を踏まえ、本年３月に策定した大阪府都市基盤施設長寿命化計画において、橋梁など都市基盤施設は、適切な維持管理を行い、使い続けることを基本とするが、一方で、施設の特性や重要度を考慮し、物理的、機能的、社会的、経済的、技術的実現可能性、社会的影響の視点などから総合的に評価を行い、更新について見極めることとしている。

○　そのため、本計画の更新判定フローに基づき、点検を実施し、更新すべき施設の抽出を行う必要がある。

○　特に、大阪中央環状線など大幹線道路にかかる橋梁について、社会的影響度を考慮した、維持管理・更新のあり方について検討する必要がある。

**②異常気象時通行規制区間及び規制基準の見直し**

○　異常気象時通行規制区間は、昭和４３年岐阜県で発生した集中豪雨に伴う土砂崩れにまきこまれバスが飛騨川に転落した事故を契機に、道路法４６条に基づき、昭和４４年より全国にて運用されている。

○　大阪府においては、昭和４６年に規制区間の指定を始め、これまで３４路線４４区間を指定し、それぞれの区間に対して、雨量に基づく通行規制基準（通行注意、通行止め）を設定している。

○　その後、道路防災点検に基づく要対策箇所の対策が進み、近年、一部の区間内において災害が発生していないこと等から豪雨に対する抵抗力は、規制区間の施行時よりも向上しているものと考えられる。

○　また、規制区間には、日交通量３万台を超える幹線道路も含まれており、通行規制時には、社会・経済活動に与える影響が大きく、道路利用者に対し不便を強いることになっている。

○　一方、近年の台風に伴う集中豪雨などにより土砂崩壊などの災害が発生し、通行規制区間の事前規制により道路利用者の安全確保された事例も見受けられる。

○　これらの様々な状況の変化に対応すべく、現在の規制区間及び規制基準について、安全性を見極めた上で、見直しを検討する必要がある。

○　以上を踏まえ、都市基盤施設（道路・橋梁）の維持管理・更新における下記の事項について、ご審議を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

【審議事項案】

・橋梁更新判定フローによる更新すべき施設の抽出方法と、抽出した施設についての具体的な更新方法や時期の検討

・大幹線道路における橋梁群の維持管理・更新のあり方についての検討

・異常気象時通行規制について、規制区間及び規制基準の見直し検討